

通所介護・介護予防通所介護・第一号通所介護事業 契約書

サービス利用者(以下、「利用者」といいます) と老人デイサービスセンター長光園(以下、「事業所」といいます) は、事業者が 氏(以下、「利用者」といいます) に対して行う通所介護及び介護予防通所介護又は第一号通所介護事業について次の通り契約します。

第1条 (契約の目的)

事業者は、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう通所介護を提供し、利用者は事業者に対してそのサービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約期間)

1. この契約の契約期間は、平成 年 月 日から利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までとします。
2. 契約満了の 2 日前までに利用者から事業者に対して文章により契約終了の申出がない場合は、契約は自動更新されるものとします。

第3条 (通所介護計画)

事業所は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて「サービス計画」又は「介護予防ケアマネジメント」に沿って「通所介護計画」を作成します。事業所はこの「通所介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

第4条 (通所介護の提供場所・内容)

1. 通所介護の提供場所は老人デイサービスセンター長光園です。所在地及び設備の概要は「通所介護・介護予防通所介護・第一号通所介護事業重要事項説明書」(以下「重要事項説明書」といいます) の通りです。
2. 事業所は、第3条に定めた通所介護計画に沿って通所介護を提供します。事業所は通所介護の提供にあたり、その内容について利用者に説明します。
3. 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合は、事業所に申出る事が出来ます。その場合事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第5条 (サービスの提供記録)

1. 事業所は、ケース記録を作成する事とし、この契約の終了後 5 年間は保管する。
2. 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて当該利用者に関する第1項のサービ

ス実施記録を閲覧できます。

3. 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受ける事が出来ます。

第6条（料金）

1. 利用者は、サービスの対価として「重要事項説明書」に定める利用単位毎の料金に計算された利用金額を支払います。
2. 事業者は、利用者からの料金の支払いを受けた時は利用帳にその都度、受領印を押し月末に当月の合計金額の領収書を利用者に対し発行します。

第7条（サービス中止）

1. 利用者は、事業者に対してサービスの提供日の当日午前8時までに通知する事とする。
2. 事業者は、利用者の体調不良などの理由により、通所介護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止する事が出来ます。この場合の取扱いについては「重要事項説明書」に記載した通りです。

第8条（料金の変更）

1. 事業所は、利用者に対して1ヶ月前までに文章で通知する事により利用料及び食費などの単価の変更（増額又は減額）を申し入れる事が出来ます。
2. 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく「重要事項説明書」を作成し、お互いに取り交わしをします。
3. 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し文章で通知する事によりこの契約書を解除する事が出来ます。

第9条（契約の終了）

1. 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間をおいて文章で通知をする事により、この契約を解除する事が出来ます。但し、利用者の病変・急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解除する事が出来ます。
2. 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月の予告期間をおいて理由を示した文章で通知する事により、この契約を解除する事が出来ます。
3. 次の事由の該当した場合は、利用者は文章で通知する事により直ちにこの契約を解除する事が出来ます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文章で通知する事により直ちにこの契約を解除

する事が出来ます。

- ① 利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上延滞し、料金を支払うように勧告したにも関わらず10日以内に支払われない場合
- ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、又は利用者の入院もしくは病気などのより3ヶ月以上に渡ってサービスが利用できない状態である事が明らかになった場合
- ③ 利用者又はその家族が事業所やサービス従業者または他の利用者に対してこの契約を継続し難い程の背信行為を行った場合

第10条（秘密保持）

1. 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、利用者からあらかじめ文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議などにおいて利用者の個人情報を用いません。
3. 事業者は、利用者の家族からあらかじめ文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議などにおいて利用者の個人情報を用いません。

第11条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第12条（緊急時の対応）

事業者は、現に通所介護の提供を行っている時に利用者の病状が急変を生じた場合、その他必要な場合は、家族又は緊急連絡先へ連絡すると共に速やかに医師又は歯科医師に連絡を取るなど必要な処置を講じます。

第13条（連携）

1. 事業者は、通所介護の提供にあたり、介護支援専門員及び保険医療サービス・福祉サービスを提供する者との密接な関係に努めます。
2. 第9条2項または4項に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員に連絡します。

第14条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者から相談・苦情などに対する窓口を設置し、通所介護に関する利用者の要望、苦情などに対し迅速に対応します。

第 15 条（本契約に定めない事項）

1. 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定める所を尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第 16 条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とする事をあらかじめ合意します。

上記の契約を証とするため、本書 2 通を作成し、利用者・事業者が署名押印の上、1 通ずつ保有するものとします。

契約締結日 平成 年 月 日

契約者指名

事業者

事業者名 福岡県直方市頓野 259 番地の 53
老人デイサービスセンター長光園
施設長 井 手 上 稔 弘

利用者

住所

氏名 ⑩

代理人

住所

氏名 ⑩